

論文

日本に定住するコリアンの子どもにおける学習権

上原陽子*

はじめに

2010年末565,989人⁽¹⁾の在日コリアン⁽²⁾人口の子どもたちのうち、約10%といわれる小・中学校生徒が民族学校に通っている〔高2010:165〕。在日本大韓民国国民団（以下「民団」とする）系の韓国学校と在日本朝鮮総連合会（以下「総連」とする）系の朝鮮学校である。しかし、近年各民族学校への就学者数は年々減少傾向にある。1992年の民団の調査では、全国29都道府県に初級（小）学校80、中級（中）学校56、高級（高等）学校12、大学1の計149校であった。その後1996年の総連の発表では、日本各地に62の幼稚園、小学校から大学にいたる141校の民族学校があるとしている〔在日本大韓民国団中央本部1998:68〕。そして、2010年現在朝鮮学校の資料では日本全国で幼稚園2、初級（小）学校60、中級（中）学校38、高級（高等）学校11、大学1、計112校と発表している⁽³⁾。14年間で29校が統合・廃校されたことになる。民団系も各種学校を含めて4校のみで、現実には学齢期の大半の子どもたちが日本の学校に通っている。生徒数も、1970年代初頭には全国各地の朝鮮学校合わせ

て46,000人を超えたが、2004年度には11,500人、2008年2月時点では11,000人、2009年時点で約8,300人としている（朝鮮籍と韓国籍はほぼ同数で、日本籍も数%存在するといわれている⁽⁴⁾）。

世代交替が進み、日本で生まれ、祖国を知らない在日二・三世の親が増える中、彼らのアイデンティティの源である母国の言語、歴史、文化などを教える民族教育は、主にこれらの民族学校で行われてきた。しかし近年のこの生徒数の減少は何を意味するのであろうか。

日本に定住するコリアンの現状から日本社会と在日社会双方の問題点をさぐり、これからの在日民族学校のあり方を考察する。

第1章 韓国・朝鮮学校の歴史

1945年、終戦直後の日本には、朝鮮植民地支配による強制連行や、生活のために日本へ渡ってきた約240万人の朝鮮人が存在していた。大多数の人々は解放後朝鮮に帰国したが、朝鮮での生活基盤を失ってしまったり、朝鮮情勢に不安を感じた約60万人の人々は、日本にそのままとどまらざるを得なかった。植民地支配から解放されたこれら在日朝鮮人⁽⁵⁾は、47

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程5年（指導教員 後藤光男）

年までに「在日朝鮮人連盟」（後の朝鮮人総連合会＝総連）と「在日本朝鮮居留民団＝民団」を結成した。そして、それらのもとで民族語や民族文化の教育を行うため、彼ら自身の民族学校を設立した。しかし、占領下で在日朝鮮人は法的には日本人とみなされ、子どもたちは日本の学校への就学が義務づけられた。各種学校・私立学校として認められていた朝鮮人学校も同時に閉鎖されたが、これに反発し各地で「学校閉鎖命令」の撤回を求める大規模な抗議集會が展開される（阪神教育事件）。1949年10月、日本政府は朝鮮学校に対し再び「学校閉鎖令」を出し、全国の朝鮮学校は閉鎖、廃校に追い込まれて行ったのである〔朴 2005: 139-140〕。その後、これらの子どもたちは日本の公立学校に入れられ、「日本人」としての教育を受けることとなった。

1952年のサンフランシスコ平和条約によって、韓国・朝鮮人は日本国籍から離脱させられ、「一般外国人」となり、子どもたちの日本の学校への就学は義務ではなくなった。自主的な外国人学校の設置も可能となったが、現実には公立朝鮮学校は廃止され、日本の公立に通学する子どもたちにとって、就学が日本政府からの恩恵となり、いっそう強化された同化教育の中に組み入れられることになった。1965年の日韓条約にともなう日韓法的地位協定の後に出された二つの文部次官通達（1965年12月25日付・同年12月28日付）は、「永住が許可された韓国人（および朝鮮人）子女は、保護者が希望すれば日本の公立小・中学校への入学が認められる、授業料は徴収せず、教科書は無償配布する、教育課程の編成・実施においての特別の取り扱いはずべきではない」とし、また、「公立の民

族学校・学級は認められない、私立の民族学級は正規の学校として認められない、すでに正規の学校あるいは各種学校⁽⁶⁾として認められている民族学校については、適切な運営がなされるように実態を把握する」とした。また、1982年難民条約の批准等によって在日韓国・朝鮮人の地位の改善が図られたが、教育に関しての変化は見られなかった。

第2章 在日民族学校の類型と内容比較

第1節 在日民族学校の類型

第1項 民団系と総連系

民団系の韓国学校は4校あり、韓国籍を持つ在日韓国人の子どもを対象に、主に韓国語で教育を行う学校である。日本の学校教育法で第1条に定められる「学校」（一条校⁽⁷⁾）に認定されている大阪にある白頭学院建国学校（幼・小・中・高）と金剛学園（幼・小・中・高）、京都国際学校（中・高）の3校、そして民団系の各種学校である東京韓国学校である。

白頭学院は1946年に建国工業学校と建国高等女学校が創立された後、47年に建国中学校に改称し、その後、48年に建国学校、49年に建国小学校が設けられた。48、49年に全国の民族学校が閉鎖されたとき、唯一同校だけが私立学校の認可を受けて存続した（51年）。同校は創設以来、北朝鮮系でも韓国系でもない中立の立場に立っていたが、76年から韓国学校としての教育路線を確立するようになった。

他方、金剛学園の前身は1946年に西成ウリ学校として開校された。朝鮮人学校閉鎖令が出たときに同校も閉鎖を余儀なくされたが、50年に財団法人金剛学園設立と小学校設置の認可を得て、校名も金剛小学校に改称し、学校法人に

組織変更して中学校、高等学校を設置した。しかし、その後、深刻な財政危機に追い込まれたため、文部省に一条校の認可申請を行い、85年に中・高等学校が認可を得、校名も現在の名称に変更した。

京都国際中・高等学校は1947年に京都朝鮮中学として設立され、58年に京都韓国中学となり、63年に高等科を設置した。その後、校舎移転を計画したが、地域住民の建設反対運動などにあい、1984年になってようやく新校舎を竣工したが、同校も厳しい財政難が続き、2003年に一条校の申請を出すことになった。そして校名から「韓国」を削除し、翌04年京都国際中・高等学校に改称した。

東京韓国学校は民団中央本部によって1954年に初・中等部が創立された。55年に各種学校の認可を受けた後、56年に高等部が設置され、62年に韓国政府からも認可を受けた（2010年4月現在の児童生徒数は計1,134人）[高 2010: 142-145]。80年末期より、韓国企業や公館駐在員の子どもが急増したのに対応し、教育課程が本国のものに近くなっている。また、本国からの派遣教員もふえるなど、教育内容に変化がみられる。

他方、総連系の朝鮮学校は、各種学校であり、初等教育（初等学校）から高等教育（朝鮮大学校）までである。学校制度は日本と同じ6-3-3-4制（本国では4-4-2-6制）をとり、日本の教育課程に準じている。生徒は本名を名乗り、女生徒は民族衣装のチマ・チョゴリ風制服を着用し、教職員の殆どは朝鮮大学校卒業者である。

民団系民族学校と総連系では教育内容が異なる。自国の国民を育成するため言語（韓国語、

朝鮮語）の授業は双方とも行っているが、政治体制の違いにより、総連系の学校では金日成・金正日父子を敬愛する主体思想がすべての教科に表れている。

第2項 一条校と各種学校

一条校は学校教育法1条により正規の学校として認可され、国からの資金援助や税制上の優遇措置があり、大学受験資格の問題はない。しかし、日本の教育課程に準拠しているため、「国語」は「日本語」を指し、文部科学省検定教科書を使用し、日本の教員免許所持者が授業を行う。そのため民族教育は困難となっている。

一方、学校教育法134条で定められた各種学校は、文部科学省規定外の自由なカリキュラムを編成でき、文部科学省検定教科書を使用する必要はない。また、日本の教員免許所持者でなくても教員になることが可能である。しかし、助成金、税制上の問題⁽⁸⁾があり、慢性的な学校運営資金の不足や卒業後の進学資格などの問題がある。

第2節 在日民族学校の内容比較

第1項 韓国学校

民団系の韓国学校の大部分は日本の私立学校として認可を受けており、日本の学習指導要領に従って教育課程が組まれている。授業では日本の教科書を使用し、日本の教員免許所持者が指導する。韓国語による民族教育はカリキュラム上の制限を受けていながらも、「総合学習の時間」やクラブ活動、運動会や文化祭などの学校行事の機会に対応し、民族教育と一条校との両立をはかっている。児童生徒は民族名（本名）を用い、授業語は生活用語の日本語で行われる。また、民族性保持のための「国語（韓国語）」

と「国史（韓国史）」が加えられている。

第2項 朝鮮学校

各種学校である朝鮮学校の内容は「主体教育思想」に基づいた徹底した民族教育になっており、そのための「国語（朝鮮語）」「国史（朝鮮史）」等の教科や、民族的情操育成のための「音楽」「美術」が重視され、授業は朝鮮語で行われる。朝鮮学校で使用される教科書は、朝鮮大学校が作成したものを北朝鮮統一戦線部の文化部門 101 連絡所の専門官が修正した上で、金正日総書記が直接決済を下し、統一戦線部傘下の 813 連絡所によって印刷されたものであり、文部科学省が示す学習指導要領に沿った検定教科書とは異なる。この教科書は本国との一体化や総連への帰属を訴え、金日成、金正日父子への礼賛と忠誠が命題となっている⁽⁹⁾。

第3節 民族学校生徒数の減少

1960年代、「地上の楽園」と称して約10万人の北送者を送り出したときが、総連の勢力最盛期であった、その年の総連系学校の在学学生数は4万6千余人で、組織構成人口とともにピークにあった。以後、組織衰退と共に生徒数も減少の一路をたどっている。その理由として考えられるのは、①世代交代に伴って日本定住の意思が高まると同時に民族意識も薄れた。②主体思想というイデオロギー重視の教育では、日本社会に適応する知識・教養の習得が出来ない。③「各種学校」のため、日本の国公立大学への入学や、各種の国家資格試験に制約される。④授業料が高額で、父母の経済的負担が大きいなどが挙げられる〔在日本大韓国民団中央本部 1998: 69-70〕。

第2項の朝鮮学校の民族教育の実態からも、

問題点が指摘できる。後で述べるが、日本にいる子どもたちが「帰国」を前提としているのか、それとも「定住」を前提にしているのかを明らかにした上での民族教育を行うべきである。学生・生徒を海外公民としてとらえているため⁽¹⁰⁾、本国の政権の検定を受けた教科書を在日民族学校でそのまま使用している。その内容は、普段の生活地である日本への適正性をもたないカリキュラムであり、生徒減少につながる要因になると考える。

第3章 教育の保障

第1節 国際条約と日本国憲法

1948年に採択された世界人権宣言では、その第26条において「1. すべて人は、教育を受ける権利 (the right to education) を有する。」〔後藤 1999: 238; 広部ほか 2005: 152〕と定めている。また、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下、「社会権規約」とする。1966年国際連合総会採択、1979年日本批准)の第13条(教育を受ける権利:「この規約の締結国は、教育についてのすべての者の権利を認める」)をはじめ、「子どもの権利条約」(「児童の権利に関する条約」1989年国連総会採択、1994年日本批准)第30条には「民族的、宗教的若しくは言語的少数者又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である子どもは、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定している。「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1995年日本批准)など、関連する国際条約などにも、教育の保障は明確に表わされてきた。一方、我

が国の国内法における教育権規定は、1947年に制定された日本国憲法第26条〔芦部 2011: 264; 後藤 2007: 341〕に見られる。そこでは「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」とあり、「教育を受ける権利、義務」は「国民」すなわち日本国籍を持つもの以外は義務教育の対象になっていない。しかし、在日コリアンは納税の義務も「国民」と同様果たし、日本社会の構成員として生活している。また、教育基本法4条1項では、教育の機会均等を「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって」差別することなく保障している。教育を受ける権利・学ぶ権利は国際的にも認められているように普遍的な権利である。1979年日本が批准した社会権規約には「この条約の締結国は教育についてのすべての者の権利を認める」と明記されている。この規約において内外人平等原則に立つと、日本における国内法と国際法の整合性の問題も問われてくる。

また、1992年12月の第43回総会が採択した「国民的または民族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」（少数者の権利宣言）第2条1項は、「国民的又は民族的、宗教的及び言語的少数者に属する者は、内密に及び公然と、自由にかつかなる形態の差別もなしに、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、及び自己の言語を使用する権利を有する」と少数者の権利について定めると同時に、第1条1項で「国家は、各自の領域内で少数者の存在並びにその国民的又は民族的、文化的、宗教的及び言語的独自性を保護し、また、その独自性を促進するための条件を助長しなければならない」と規定している〔家 2000: 64-65〕。

第2節 卒業資格問題

朝鮮学校に通う子どもたちは定住を前提とする在日コリアンと思われる。その子どもたちにとって、卒業資格の問題は将来に関わる重要な問題である。従来、文部省（2001年改称、文部科学省）は、国公立の大学入学資格を各種学校である朝鮮学校には認めてこなかった。そのため、朝鮮学校の生徒が日本の国公立の大学を受験しようとする際は、日本の通信教育学校などに在学し、大学入学資格検定（大検）合格後、大学入学試験に臨まなければならなかった（当初はこの高校編入についても、文部省は認めていなかった）。2003年の省令改正により、外国人学校に大学入学資格を認めた。この改正内容は、三つの英米系の学校評価機関の認可したインターナショナルスクールは、本国の高校と同等の課程を持つ高校と位置づけられ、公的に確認できる外国人学校に関して、学校単位での資格審査によって、大学入学資格を認めるといったものであった。朝鮮学校は、この学校単位での資格審査ではなく、学生の個別審査によって判断されるとした〔李 2006a: 228〕。しかしこの「個別審査による判断」では、民族学校の生徒は受験に先だって、受験する可能性のあるすべての大学から個別に認定書の交付を受けておかねばならない。

多くの国では「卒業資格認定試験」⁽¹¹⁾を実施し、日本のように高校までの就学年数による卒業だけで資格を与えている国は少ない。日本は大学入学試験で高校卒業資格能力をはかり、大学合格者を選別している。

英米諸国（英国：GCSE—General Certificate of Secondary Education、米国：SAT—Scholastic Assessment Test・ACT—American College

Testing Program) のように全国共通の「統一試験」により達成度をはかる卒業資格認定試験の導入を提案したい。進級基準を学習の習熟度に変える。この制度を取り入れる代わりに、大学入試も完全に撤廃する。単位制の高等学校で皆が卒業できるために、米国のように各学科をレベル別に分け、履修する。大学合格判定基準は、どの各科目をどのレベルで修了したかも指標とする [上原 2010: 86]。そしてこの卒業資格認定試験は、日本人生徒だけでなく、外国人・民族学校生も受けることにし、「高等学校卒業程度認定試験」(旧「大学入学資格検定」)による資格認定は廃止する。統一試験は第三者団体によるものとし、認定取得者には上級学校への進学資格が与えられ、生涯にわたり有効とする。学力が一定基準に達していれば、すべての子どもたちに進学を機会を与えるべきである。

在日民族学校の生徒は、統一試験の出題言語(日本語)理解に関しての心配は少ないと思われるが、受験に備えるため学科カリキュラムの変更の必要も出てくると思われる。それに応じた学校には、国も何らかの補助を検討すべきである。

第3節 教育助成金と税制上の優遇措置

第1項 教育助成金

文部科学省の『データからみる日本の教育費 2008』[文部科学省 2009: 54]によれば、公立学校在籍者一人当りの国と地方の教育支出は年間幼稚園約 70 万円、小学校約 89 万円、中学校 103 万円、高校約 115 万円になる。

私立学校の場合は、私立学校経常費補助として児童生徒一人につき幼稚園約 16 万円、小学校約 28 万円、中学校約 29 万円、高校 29 万円

(2007 年度)が拠出されるほか、保護者の負担軽減や、多目的室、図書室の整備などに対する補助制度もある。

しかし各種学校である外国人学校に対しては、国からの助成金は一切ない。自治体の多くは独自の判断で助成金を出しているが少額に留まる。朝鮮学校の場合、全国平均は 8-9 万円で、公立学校のおよそ 10 分の 1、私立学校の 4 分の 1 にすぎない。必然的に外国人学校や朝鮮学校は授業料が高くなり、国際学校では年額 100-200 万円になるところが多数を占める。朝鮮学校では、月謝を 2-3 万円に抑えているが、教員の薄給、運配や建物・設備の老朽化といった問題が山積する [高 2010: 137-138]。

第2項 税制上の優遇措置

財政困難の朝鮮人学校などでは保護者や支持者の寄付に大きく依存している、しかし、各種学校であるため、正規の学校で受けられる税制上の優遇措置は受けられない。

日本の公立校への一般の寄付は損金・控除対象として納税時考慮され、私立学校も「特定公益増進法人」⁽¹²⁾として一定の優遇がなされている。

2003 年 3 月、法人税法及び所得税法の各政令が改正され、「初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的」とする各種学校が、「特定公益増進法人」に加えられた。しかし、それに対する文部科学大臣の告示では、「外交」「公用」または「家族滞在」の在留資格を持つ子女に教育を施し、かつスイスのバカロロア事務局又は、国際評価機関⁽¹³⁾から認証を受けた学校のみを認定とした。この改正で、インターナショナルスクールも一般の私立学校並みに「特定公益増進法人」に追加されたが⁽¹⁴⁾在日コリアンの通う朝鮮学校は対象にならなかった。

第3項 高校無償化⁽¹⁵⁾

2009年秋、文部科学省は翌年4月から公立高校生の授業料を無償化し、私立高校生の世帯には年12万円（低所得世帯は最大24万円）を助成する方針を打ち出した。対象者には専修学校の高等課程の生徒や外国人学校生徒も含むとした。しかし、当時の拉致問題担当相が、拉致問題と関連付けて朝鮮学校を除外するよう文部科学省に要請したことから流れが変わった。文部科学相は「外交上の配慮は判断材料にしない」と述べたが、鳩山由紀夫首相は10年3月、日本と北朝鮮間には国交がないため、朝鮮高級学校が日本の高校に類するといえるかどうかを公的に判断することができないとして、否定的な見解を示した。

結局、高校無償化は4月から実施されたが、朝鮮高級学校については当面对象外とし、第三者機関を発足させて「日本の高校に類する教育」が行われているかどうかを判断することになった。

おりしも問題が先鋭化した時期に開催されていた国連の人権差別撤廃委員会は、3月17日（日本時間）に日本の人権状況についての見解をまとめた報告書を公表した。報告書は、朝鮮人学校や中華学校が差別的取り扱いを受けていること、および高校無償化の法改正において朝鮮学校排除の提案をする政治家がいることに対し懸念を表明した〔高2010:139-140〕。その後、国交がなく朝鮮学校の教育内容が担保できないとして高校無償化は凍結中であったが、2011年8月29日文部科学省は無償化手続き適用を再開すると発表した⁽¹⁶⁾。

第4項 公の支配

北朝鮮は1950年後半から朝鮮学校に対し、

総額で約460億円（2010年2月現在）の資金提供を行っており、2009年にも約2億円の「教育援助金」を送金している⁽¹⁷⁾。在日コリアンや朝鮮総連によれば「朝鮮学校に対する日本政府の助成金はあまねく支出されていない。これは民族教育に対する差別であり、それにより朝鮮学校は慢性的な運営資金難に陥っている」と主張している。しかし、日本国憲法第89条〔芦部2011:354;後藤ほか2007:347〕において、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛に対して、これを支出しまたはその利用に供してはならない」とされており、助成金の支出はこの規定に反する。

政府見解は、1949年（昭和24年）2月に出された法務府法務調査意見局見解では、「憲法第89条にいう『公の支配』に属しない事業とは、国または地方公共団体の機関がこれに対して決定的な支配力を持たない事業を意味」し、その事業の「構成、人事、内容及び財務などについて、公の機関から具体的に発言、指導、または検証されることなく事業者が自らこれを行うものをいう」としている。この基準によれば、私立学校は「公の支配に属さない教育の事業」にあたり、私学助成は憲法89条後段に反するようにもおもわれるが、政府見解では、私立学校は「公の支配」に属し、これに対する公費からの助成も憲法89条後段に反しないとしている。

また、このことについて浅尾慶一郎議員は（平成22年4月27日 質問第431号）⁽¹⁸⁾で、「我が国の『公の支配』に属していると解釈するのならば、当該外国人学校は、当該外国からの助成金・学習要領指導など支援を受けている場合、

その国の『支配』と我が国の『公の支配』といういわば『二重の支配』を受けると考えられるが、それでもなお、当該外国人学校に対する公費の助成が日本国憲法第 89 条に違反しないのか」との質問主意書を提出した。

これに対して内閣総理大臣鳩山由紀夫答弁書（横路孝弘衆議院議長宛送付 平成 22 年 5 月 11 日）では、「当該『外国人学校』が、私立学校法第 3 条又は第 64 条第 4 項に規定する法人により設置された教育施設であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第 1 項に規定する各種学校として認可されたものである場合、その教育施設に対する公費の助成に関しては、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法による収容定員の是正命令、予算の変更勧告などの規定の適用があることから、このような国または地方自治体の特別の監督関係のもとにおかれる教育の事業は、『外国政府からの支援』等のいかんにかかわらず、憲法第 89 条にいう『公の支配』に属すると解されると答弁している。

では、この「公教育の趣旨、目的」とは何であろうか。それを最も明確に表しているものは学習指導要領といえる。したがって学習指導要領を遵守しているかどうか「公の支配」の最大指標である。

学習指導要領の法的根拠は、学校教育法施行規則の 52 条（小学校）、74 条（中学校）、84 条（高等学校）である。例えば 84 条は、「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校指導要領によるものとする。」と定めている。学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校など、いわゆる一条校にのみ

適用され、各種学校である朝鮮学校には適用されない。したがって、学習指導要領が適用されず、またそれを遵守していない朝鮮学校は、「公の支配」に属しているとは解釈されず、現在においての朝鮮学校に対する補助金支給は憲法違反と思われる。しかし文部科学省は、朝鮮学校も「日本の教育の法体系のなかにあり『公の支配下にある』と認識している」と説明する。

そうであるならば、朝鮮学校関係者が主張する「朝鮮学校で施される教育の内容と質は『一条校』と比べて遜色がない」「国立私立を問わずほとんどの大学が受験資格を認めている」「多数の地方公共団体において独自の教育助成金を交付している」として資金援助を求めている根拠内容とは異なり、あくまで「公の支配」の下に属するか否かとの問題となる。北朝鮮の人々にとってこのことは、自分たちの誇りである民族学校が、日本政府の監督下に置かれ、また日本の国庫からの補助金を受け取るということは、日本の「公の支配」の下にあり、統治下にあるということになってしまうのである。これに納得するのであろうか。

このような考え方で論を進めると、高校無償化を認めた外国人学校も同様になってしまう。そこで、政府は「国際評価機関から認証を受け教育内容が担保できる外国人学校は対象とするが、国交がなく教育内容が担保できない朝鮮学校の高校無償化は凍結する」としたのであろう。

上記の議会で政府見解は、私立学校法や、学校教育法、私立学校振興助成法などに定める国の監督が一定程度あるために、「公の支配」に属し憲法に合憲とするという解釈である。しかし一方で、私立学校への国からの財政援助は、憲法 25 条、26 条により、本来国が行うべきも

のを、国の施策の足りない部分を私人が補っているということになる。とすれば、それに対して国が補助を与えることは、憲法 25 条、26 条によって当然要請されていることとなり、憲法 89 条とは無関係であるという見解もある [浦部 2006: 558]。

第 5 項 納税者としての立場と公的補助

納税者としての在日朝鮮人への教育費還元が求められる合理的な理由として、①教育費としても使われる税金の負担義務とその還付との間に極端な不公平が生じることはあってはならない点である。在日朝鮮人が支払っている税金の教育費への還付は、日本の学校に通う場合はあるが、朝鮮学校に通う場合は地方自治体による公的補助があるもののきわめて少ない。②憲法 30 条の納税の義務の規定は、租税の徴収と使用用途に関する憲法的原則が遵守され、権利が保障されることを前提として、納税者に義務付けられたものだといえる。したがって、憲法 26 条の教育を受ける権利を外国人という理由で否定しながら、納税の義務を課すことは著しい差別となるといえる。③在日朝鮮人が地方税とともに国税も納めているにもかかわらず、国庫による補助が全くないということでは著しくバランスを欠くという点であると [朴 2011: 77-78] 指摘もされている。

第 4 章 日本の学校における

在日コリアン教育

第 1 節 今日までの在日コリアン教育

日本の学校における在日コリアン教育の特徴として、①国籍の取り扱いに基づく教育政策が採られた時期があること。1945 年日本の敗戦からサンフランシスコ講和条約の締結発効ま

で、在日コリアンは日本国籍を持つ「国民」として教育上処遇されていた。ところが、サンフランシスコ講和条約の発効 (1952 年) とともに、民事局長通達により、在日コリアンは「日本国籍を離脱した」外国人として処遇されることとなった。「義務」であった日本の学校の就学は、この通達以後、日本政府の「厚意」であり特別な「恩恵」「配慮」によることとなった。②日本の在日コリアンに対する教育政策の基本が、同化主義に立脚した教育政策であった。1965 年の日韓条約締結に伴う文部事務次官通達では、「日本人子弟と同様に扱うものとし、教育課程の編成、実施について特別の取り扱いをすべきではないこと」を明記した。このことは在日コリアンの子どもの民族的アイデンティティにかかわる教育は認めないことを明確にしたものであった。③同化主義に立脚した教育政策は、民族教育を認めなかっただけでなく、朝鮮学校をはじめとする外国人学校を各種学校に位置付け、一条校より低く位置づけてきた [李 2006a: 238-239]。このように、在日コリアンの子どもたちに対する日本の教育政策は二転三転してきている。それゆえ、今日までアイデンティティに関わる在日コリアンの子どもたちへの教育の課題は、根本的に解決されてこなかった。

また、外国人の子どもたちの就学状況を正確に把握してこなかったことにも問題がある。なぜなら外国人の子どもたちには義務教育が適用されず、希望があれば恩恵的に受け入れるとする立場を文部科学省はとり続け、公立学校や外国人学校などでの就学状況に関する調査を行ってこなかった。日系人のこどもの不就業問題が深刻化したため就学実態調査がようやく 2005 年に始まり、その後、公立学校に通う、「日本

語が必要な外国人児童生徒」の調査などがおこなわれるようになってきたが、総合的な実態はまだまだ明確になっていない [高 2010: 132-133]。

日本在住が数世代を経るなか、日本語を生活用語とし、日本人同様に生活する在日コリアンの子どもたちは、日本社会においてなんら日本人と区別がつかなくなってきた。そのような彼らゆえに特別な関心を示さず、民族教育の必要性すら真剣に考えて来なかったことが今日に課題を残している。

第2節 「本名」と「通名」

日本の朝鮮に対する植民地同化政策のもと、1940年の「創氏改名」により朝鮮人は日本名を新たに創るよう強制された。これが「通名」である。敗戦により解放されたが、戦後も法務相は日本に残る朝鮮人に対して、「公文書は本名、通称名はそのまま使用可」とした。しかし、このような通称名の存在が、日本人と変わらない今日の彼らの生活を築き上げてしまった。

現在「通名」で学校生活を送っている生徒も、指導要録、調査書、卒業証書、卒業証明書などの公文書では、外国人登録原票記載事項証明書に基づく本名記載となる。パスポートや外国人登録と相違するのでは、本人確認が不可能となるからである。しかし、学校生活を普段通名で送っている児童生徒の、卒業式における「呼名」は配慮する必要があるとしている [藤川 2008: 225]。

「通名」を使うことを許容することは、在日コリアンの子どもに対する便宜的措置とみえるが、普段「日本人」として生活している彼らはこうして、学校生活でも二つの名前を使い分け

ねばならない。在日コリアンの子どもを日本名で呼ぶことは、彼らの民族的アイデンティティを否定し、日本の同化に通ずる行為をしているのにほかならないのである。

このようにして在日コリアンの子どもたちが、普段の生活における差別⁽¹⁹⁾を回避するため使用する「通名」は、学校生活においても日常的に使われ、ますます「本名」が使えなくなってしまう。

第5章 これからの在日コリアン教育

第1節 定住か帰化か

在日コリアンの日本における歴史は長く、日本社会の影響を受けながら彼らの民族的特質は世代交替とともに大きく変化していると思われる。現在日本に定住するこのような在日コリアンは、下記の理由により日本に住み続けると考えられる。そのために定住・進学という現実を踏まえた学科のカリキュラム編成が必要となる。

在日コリアンは、本国の人たちからも差別を受けている。本国の人たちにとっては「在日」が帰化していようといまいと、「日本に住む人」、つまりは「日本人」であるというのが国民一般の感じ方である。税制なども在外国民は外国人と同様の扱いとなっている [玄 2008: 187]。また、在日に対する差別として、①祖国を捨てた人々ととらえられ、それに対して本国韓国政府も棄民政策を打ち出して朝鮮学校には援助せず [李 2006b: 108]、②朝鮮戦争の苦難の時に、日本に渡って身をかかわっていたという誤解、③兵役・納税逃れ、④残された親類、墓所の世話をしてきたという思い、⑤在日コリアンの成功への羨望があげられる [仲尾 1997: 34]。文化的

には全く日本的で、なにより母国語が十分に話せない彼らにとって、帰国は考えにくく、日本に定住することが考えられる。

では帰化する可能性はどうであろうか。帰化を希望するとしたならば、その条件は国籍法第5条によると①引き続き5年以上日本に住所を有すること、②素行が善良であることなどであるから、著しく困難とはいえない。

事実、1985年の改定国籍法施行以来、在日コリアンの人口動態の変化も目立つ。在日一世を中心とした時代と異なり、大多数の在日コリアンは、日本で生まれ育っている。韓国・朝鮮籍からの帰化は、1990年代前半に大きく増加し、2001年から2005年までは毎年1万人前後⁽²⁰⁾、それ以後は減少しているが、人口も減少傾向にある。民団の統計では、2009年3月末までに296,168人⁽²¹⁾が日本国籍を取得している。帰化行政は、かつてとは異なり、在日コリアンからの帰化申請については、ほぼすべて許可を出しているとみられる。また、在日コリアンの多くが日本人と結婚しており、そうした夫婦の子どもは出生時に日本国籍を取得する。したがって、「在日コリアン」という集団のなかで、日本国籍者の割合は増え続けることになる[柏崎2002: 209]。

日本国籍がないために受けている様々な日常生活での行政的差別（公務員採用、地方参政権、年金など）や、職場や地域社会における偏見や差別から抜け出たいと帰化する人々もいる。彼らは、日本国籍取得後、その大多数が日本名を持ち社会的にも「日本人」として生活していると思われる。その後、再び日本社会において、出自を明らかにして生きるという可能性は少ないであろう。一方で、日本社会での文化的な同

化の中に生活しているからこそ、あえて帰化しないことで、民族的アイデンティティを守ろうと思う人々もいると思われる。そのような在日コリアンの子どもたちには、より充実した民族教育が必要であると考えられる。

第2節 民族学級

母語を学ぶ権利は、何処の地においても基本的的人権であり、民族文化や言葉を学ぶことのできる権利は普遍的なものである。1910年の韓国併合以来、民族教育が弾圧され、在日朝鮮人は同化政策によって皇民化教育を強いられてきたのであった。戦後も、日本政府は彼らの民族教育を否定してきた。その後も現在に至るまで、基本的に正規には民族教育を認めていない。

グローバル化の進む日本にニューカマーの外国人が増える状況のなかで、子どもたち自らが属する民族のアイデンティティを育む教育を受ける権利、母語を学ぶ権利、そして民族の名前を名乗る権利、また文化を学ぶことのできる権利は保障されなければならない[藤川2008: 257-258]。

民族学級は公立学校に在籍する在日コリアンの子どもたちが、教育課程外の時間を使って民族の言語や文化を学ぶ場である。1948年に朝鮮学校閉鎖令が強行された後、多数の子どもが日本人学校へ編入された際、文部省と朝鮮人教育対策委員会の間で「覚書」が交わされ、「課外の時間」に民族的な教育を行うことが認められた。滋賀、岐阜、茨城、大阪など13府県で、公立小学校のなかに77の民族学級が設けられた。しかしこの民族学級の講師には朝鮮人の講師が当てられたが、ほとんどが生活保障もされず、教材の予算も少なく、その制度的保障の不

備により次々と閉鎖されていき [仲尾 1997: 90], いまでは大阪以外は, 福岡と京都で細々と続けられているだけである。

大阪では2010年4月現在, 府内の約180校で民族学級・民族クラブの取り組みが行われている。そのうち市立小・中学校では105校に民族学級が設置され, 韓国・朝鮮籍および朝鮮半島にルーツを持つ児童生徒 (国際結婚や帰化によって日本国籍を持つ子など) 2,100人が学ぶ [高 2010: 166-167]。

在日コリアンの大多数が日本の学校で学んでいる現状では, 日本人学校における民族教育の保障はいかにすれば可能か。それにはそこで学ぶその子どもたちが, 民族的出自を隠さず本名を使い, 自由に学べる環境を構築することが必要である。彼らに対して民族教育が日本の学校教育の中で十分行われるためには, 民族講師の待遇も考えていかねばならない。言語や文化, 民族史等, 朝鮮 (韓) 民族としての民族的素養を育成するには, 民族講師により可能と思われる。

第3節 民族講師とその身分保障

1991年の日韓覚書により, 翌年の1992年兵庫に公立学校外国籍教員が誕生した。この年に3人が採用され, これまで29人が採用されている。この1991年の日韓覚書以前に, 大阪, 東京, 三重などで教諭採用が少数ながら存在していたが, この日韓覚書では, 外国籍教員は「教諭」ではなく「常勤講師」という職名による採用とされた [藤川 2008: 245]。

日本では, 公立の小・中・高等学校の教員採用権限を各地方自治体の教育委員会が有している。現在, 東京, 大阪, 京都など日韓国人が

多く住む大都市を中心に, 50に近い都道府県中の三分の一を超える地方自治体が外国人教員採用を認めている, これに対し, 文部省は, 小・中・高等学校の教員は公権力を行使し, 公の意見形成に参画する公務員であるとの理由により, 外国人を採用しないようにとの強力な指導をしてきた [金 2005: 155]。

現在, 大阪府からの覚書に基づく常勤の民族講師については, 期限付き講師制度を準用して措置されている身分であり, 年齢が高まるほど教諭との賃金格差は広がっていく。民族講師の抜本的な処遇改善のために, 以前の「教諭並み待遇」への回復へ立ち返ることが必要である。

低い給与額と労働条件の過酷さ (実質的には週40時間勤務) で, 非常勤嘱託の民族講師が担当する学校は5校を超える [朴 2008: 201]。そして教諭と同様, クラス担任も担う。しかし, 仕事の負担は同じでも, 管理職にはなれない。なぜなら, 管理職は, 学校という公の場の意思決定をするからである。

これでは民族講師の負担は過大で, 安定して働ける職場環境ではない。民族講師は専門知識を持つ専門職であり, その評価とともに, 処遇改善が急がれる。

第4節 「新在日コリアン」と新しい教育

在日コリアンの民族的特徴は, 日本社会の影響を受けながら世代交替とともに, 大きく変容して来ていると思われる。そのような, 独自のエスニック集団である在日コリアンに, 本国と同じ民族教育を行うことこそ妥当ではない。「日本人でも韓国・朝鮮人でもない」エスニック集団の彼らには, 新しい民族教育が必要と思われる。

本来の在日コリアンのアイデンティティを重

視しながらも、今までの「在日コリアン」ではなく、「新在日コリアン」として新たに定義づけたい。そのうえで、全く新しいエスニック教育を確立していくことに意義があると思われる。

定住化傾向が進み、日本社会の学校教育現場でも新しい運動が始まっている。民族学校における日本語習得などの不安から、日本の学校に通学させる親が増加し、一方で、日本の学校での差別やいじめ、本名で通学できない状況が生まれていた。民族学校の生徒は減少し、日本人学校に通学する子どもが増えたのである。こうした状況に朝鮮人父兄と日本人教員が、「民族共生教育」運動や本名をなめることのできる学校を目指して、新たに在日朝鮮人教育運動（全朝協運動）を展開するようになった。こうした運動は、定住を前提とする人々が中心となって市民運動として取り組まれているのが特徴であり、祖国志向を前面に出している朝鮮総連や民団とは一線を画す運動となっている。[樋口 2002: 194]

また、新しいアイデンティティを持つ在日コリアンのための「コリア国際学園（KIS）」⁽²²⁾も、2008年4月大阪府茨木市に開校している。在日コリアンの子どもを対象にした中高一貫教育のインターナショナルスクールで、民族教育を中心とした既存の民族学校とは一線を画し、国籍不問で、韓国語を中心に日本語、英語で授業を行い、学習要領にとらわれないカリキュラムを組む。授業は原則として韓国語で行い、土曜授業、一般公立学校の約3倍にあたる週12時間の英語授業の実施などの手厚いバックアップ体制で、国内外の現役大学合格に力を入れるのが最大の特徴である。国と国のはざままで苦しんできた在日コリアンが、北か南ではなく、国

境をまたいで活躍できる「越境人」の育成を目標としている。

おわりに

少子・高齢化が進み労働力を必要としている日本に、グローバル化の波は押し寄せている。好むと好まざるとにかかわらず、日本の社会はもはや、すでに多国籍社会を構成しつつある。その中であって、日本の公立校における在日コリアンの子どもたちの教育環境整備は放置されてきた。

極端なイデオロギーが教育の場で行われるのは避けなければならないが、朝鮮学校の教育内容も定住を反映した内容に変わってきた。学校制度も日本と同じ6-3-3-4制をとり、日本の教科書内容も取り入れている。20-30年前体系的にあった朝鮮史教科書「金日成主席の革命歴史」は、2003年時点で「現代朝鮮革命史」になり、また2005年には「現代朝鮮史」に試みるなど、改訂を重ねている⁽²³⁾。

岡山朝鮮学校も、2004年「岡山朝鮮初中級学校発展のために」という試案の中で、学生数減少の原因を「教育理念、教育内容が時代の要求、同胞社会の要求に合わないものになっている」ことが起因しているとし、これからの朝鮮学校の理念として『現行の教育理念の限界を直視し、同胞社会の要求に則したものとすべきである』と根本的変更を表明した。そして、新しい朝鮮学校の理念に、①在日朝鮮社会に根差した真に汎民族的教育として、②それはまた社会の一地域住民、国際社会の一員としての自覚と意識を持たせることを目的としたもの、③その土台の上で、日本社会と国際社会の時代を生きる人間としての資質を培養することを目的とす

るべきものである、を掲げている。[李 2006b: 108]。

在日朝鮮人教育運動を含め、これらはコリア国際学園と並び、在日コリアン側から出てきた新しい動きである。これを受けて日本政府も、新在日コリアンの子どもたちが学ぶ各種学校の民族学校にも、第三機関で教育内容を担保出来るならば、教育補助金・高校無償化、税制上の優遇措置を積極的に検討すべきであろう。民族学校も生活の地である日本の状況に適応した内容に変えることも要請されるが、日本の学校教育においても、在日コリアンの歴史を学ぶことで相互理解を深め、在日コリアンが出自を隠す必要のない日本社会を築き上げていかねばならない。その中で、本来の子どもの民族的アイデンティティを確立し、それぞれが将来の夢を実現できるよう支援する教育を推進すること、また、これらの権利が保障される学校、社会環境を作り出していくことが重要な課題である。

「外国人の子どもの学習権」の保障の問題としては、日本に定住する子どもたちだけではなく、本国と日本の間を行き来する子どもたちにも存在する。それについては、稿を改めて今後考察したい。

[投稿受理日 2011.11.19 / 掲載決定日 2011.12.8]

注

(1) 法務省 HP 2011.10.25

<http://www.moj.go.jp>

(2) 在日コリアンとは韓国籍を持つ在日韓国人、朝鮮籍を持つ在日韓国人の総称である。韓国を支持する民団は在日韓国人であるべきとし、総連は在日朝鮮人とすべきと主張している。これら呼称に関する政治的争いを避ける場合に、在日韓国・朝鮮人または在日コリアンという表現が使われる。

(3) 朝鮮学校リンク 2011.5.29.

<http://www.hakkyo.ac.jp/link.html>

(4) 水ノ上成彰（堺市議会議員）2011.5.30.

<http://www.mizunoue.com/shiryo2.htm>

(5) 民族の名称については、原則として日本での通例によって1948年（大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国建国）までは、総称を朝鮮人とする[仲尾 1997: 8]。

(6) 学校教育法第134条（2007年改正前は第83条）に該当する洋裁学校・予備校・防衛大学校などに相当する都道府県認可校。

(7) 学校教育法第1条に定められた学校の総称。幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校。

(8) 朝鮮学校への助成は、都道府県と市町村によってのみ行われている。しかし、私学経常費の約三分の一から三十分の一の補助であり、不十分なものになっている[李 2006a: 228]。

欧米系のインターナショナルスクールのみが、私立学校と同様の「特定公益増進法人」として認められ、寄付金に関する優遇が適用された。しかし、朝鮮学校は阪神・淡路大震災の時の特例措置を除き、認められていない。

(9) 産経新聞 2010.3.11

・参議院文教科学委員会3号平成22年11月11日及び17日の衆院予算委でも、公安調査庁の答弁として、『朝鮮総連と朝鮮人学校との関係において、朝鮮総連は朝鮮高級学校などの朝鮮学校での民族教育を愛族愛国運動の生命線と位置付けている。北朝鮮、朝鮮総連に貢献し得る人材の育成に取り組んでいるものと承知しており。その影響は朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいる。教育内容については、朝鮮人学校では朝鮮総連の傘下で作成した教科書を使用し、北朝鮮の発展ぶりや金正日総書記の実績を称賛する思想教育を行っている』と報告している。

(10) 岡山朝鮮学園李康烈理事長は、2004年9月に試案として出した、『岡山朝鮮初中級学校』発展のために』[李 2006b: 107]の中で、現在までの朝鮮学校の教育理念を、「朝鮮民主主義人民共和国公民（海外公民）としての教育を前提にする、運営母体である総連の教育綱領は、歴史的に一貫して有能な民族人材、真の祖国、朝鮮民主主義人民共和国を愛する人材を育てること」として示した。

- (11) 文部科学省は諸外国における外国人学校の位置付けや大学受験資格の扱いについて、23カ国・地域の政府及び199の外国人学校に対し調査をした結果（1999年7月公表）、公教育のスタンダードを充たさない外国人学校で一定の要件を満たすことにより大学入学資格を取得できるとの取り扱い、世界各国についても共通であると発表した。
- (12) 公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除く）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいう。国税庁 HP 2011.11.7
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>
- (13) WASC (Western Association of Schools and Colleges)・ACSI (Association of Christian Schools International) 本部は米国、ECIS (European Council of International) 本部は英国。
- (14) 1999年4月、小渕首相の訪米前にまとめられた「投資促進策」のなかで、外国ビジネスマン家族の教育充実のため、「寄付金優遇措置をとる」旨、記されていた。
- (15) この制度は、公立高等学校などの授業料を無償化し、また私立高等学校などに就学支援金を支給して授業料を低減することを目的とした制度であり、日本で2010年度から実施されている。根拠法令は「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」であり、この法律の略称は「高校無償化法」である。
- (16) 日本経済新聞 2011.8.30 朝刊
 朝日新聞 2011.8.30 朝刊
- (17) 産経新聞 2010.2.11 朝刊
- (18) 衆議院 HP (2011.6.10)
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a174431.htm?OpenDoc...
- (19) 1996年12月実施の京都市「在住外国人意識・実態調査」によると、1953年以前に来日したワールドカマー（うち99%が在日韓国・朝鮮人）のおよそ7割が被差別体験ありと答えている。〔仲尾 1997: 110〕
- (20) 法務省 HP 2011.9.29
http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html
- (21) 民団 HP 2011.9.19
<http://www.mindan.org/shokai/toukei.html>
- (22) コリア国際学園 HP 2011.10.27
<http://www.kis-korea.org/>
- (23) テレビ朝日『ワイド・スクランブル』「朝鮮学校は今」2003.4.2. 放映
- 参考文献
 朝日新聞 2011.8.30 朝刊
 芦部信喜 高橋和之補訂 [2011]『憲法 第5版』岩波書店
 家 正治 [2000]『在日朝鮮人の人権と国際環境』神戸市外国語大学外国学研究所
 上原陽子 [2010]「日系ブラジル人の子どもにおける学習権」早稲田大学大学院 社会科学研究科『社学研論集第15号』正文社
 浦部法穂 [2006]『憲法学教室』日本評論社
 柏崎千佳子 [2002]「国籍のあり方—文化的多様性の承認に向けて」近藤 敦編著『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店
 金敬得 [2005]『新版在日コリアンのアイデンティティと法的地位』明石書店
 高賛侑 [2010]『ルポ 在日外国人』集英社
 後藤光男 [1999]『国際化社会の人権』成文堂
 後藤光男・北原 仁編 [2007]『プライム法学・憲法』成文堂
 在日本大韓国民団中央本部編 [1998]『図表で見る韓国民団50年の歩み』五月書房
 産経新聞 2010.2.11 朝刊
 2010.3.11 朝刊
 仲尾 宏 [1997]『Q&A 在日韓国・朝鮮問題の基礎知識』明石書店
 日本経済新聞 2011.8.30 朝刊
 朴一 [2005]『「在日コリアン」ってなんでんねん?』講談社
 朴三石 [2011]『教育を受ける権利と朝鮮学校—高校無償化問題から見えてきたこと』日本評論社
 朴正恵 [2008]『この子らに民族の心を—大阪の学校文化と民族学級』新幹社
 樋口 雄一 [2002]『日本の朝鮮・韓国人』同成社
 玄善允 [2008]『「在日との対話—在日朝鮮人は日本人になるべきか」』同時代社
 広部和也・杉浦高嶺 [2005]『解説条約集』三省堂
 藤川正夫 [2008]「兵庫での在日外国人教育の取り組み、意義と課題」兵庫在日韓国朝鮮人教育を考

える会・兵庫在日外国人教育研究協議会編『多文化・多民族共生教育の原点—在日朝鮮人教育から在日外国人教育への歩み』明石書店

文部科学省編 [2009]『データからみる日本の教育2008』日経印刷

李月順 [2006a]「在日朝鮮人の民族教育と在日朝鮮人教育」朴鐘鳴編著『在日朝鮮人の歴史と文化』明石書店

李康烈 [2006b]「岡山朝鮮初級学校発展のために(試案)」NPO 法人コリア人権生活協会『在日コリアンの100年—過去, 現在, そして未来へ』かもがわ出版